掛川市告示第123号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第５条の２第１項の規定に基づき都市公園と道路の効用を兼ねる施設（以下「兼用工作物」という。）の管理の方法について当該都市公園の管理者（以下「公園管理者」という。）と道路の管理者（以下「道路管理者」という。）の協議が成立したので、同条第２項の規定により次のとおり当該協議の内容を告示する。

平成27年10月６日

掛川市長　松　井　三　郎

１　兼用工作物の範囲

参考図（別紙）のとおり

２　維持管理

(1) 兼用工作物の維持管理は、道路管理者が行うこと。

(2) 公園管理者は、兼用工作物の機能及び維持管理に支障がないよう、隣接する公園施設を維持管理すること。

３　災害復旧

(1) 道路管理者又は公園管理者は、２の維持管理規定にかかわらず、災害復旧工事等の応急措置を行うことができること。この場合において、道路管理者又は公園管理者は、事後すみやかにこの旨を公園管理者又は道路管理者に報告しなければならないこと。

４　管理瑕疵

管理に関する瑕疵により生じた損害については、道路管理者、公園管理者それぞれが責任を負うこと。

５　事前協議

兼用工作物の改築等を行う場合は、事前に相互協議すること。

６　その他

この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度各管理者が協議してこれを定めること。

別紙

参考図

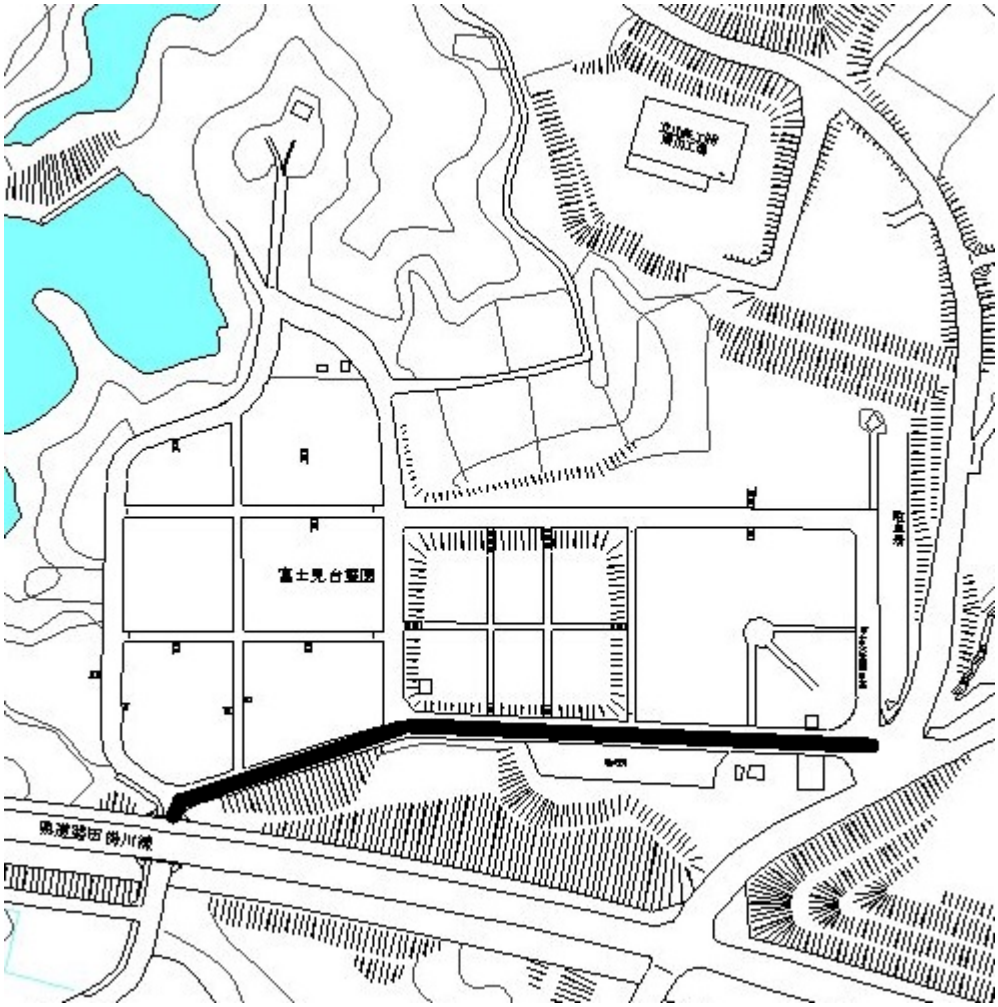

兼用工作物の範囲